

女性の活躍を推進するための行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、一般事業主に関する部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行となります。

女性活躍推進法では、雇用している、または雇用しようとする、女性職員に対する活躍推進の取組を実施するよう努めることとされています。

当法人においても、男女の差なく、中長期的にキャリアを積める、環境整備に向けて、次のように行動計画を策定しております。

- ・ 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

- ・ 当法人の課題

各職階の職員に占める女性職員の割合が低い。

- ・ 目標と取組内容

課長級以上に占める女性の割合を 30% 以上にする。

- ・ 取り組み内容と取り組み実施時期

H28.4.1～H30.3.31 人事制度、評価基準について見直しを図る。

H30.4.1～ これまで女性管理職の少なかった部署等に積極的に配置する。

平成 28 年 4 月 1 日

医療法人 尚生会